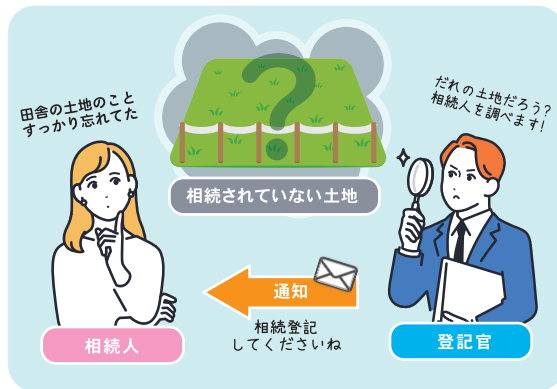


長期間相続登記等がされていないことの通知とは？

多くの土地や建物の所有者が不明となっている問題の解消に向けて、令和6年4月1日から相続登記の義務化が開始されましたが、法務局では他にも様々な取り組みが行われています。その一つが「長期間相続登記等がされていないことの通知」の制度です。

相続登記の義務化に先立って平成30年11月15日から開始されており、相続登記がされていない土地のうちで調査対象とされた土地について、法務局の登記官が所有者（登記名義人）の法定相続人を調査し、その相続人に対して相続登記を促す通知を送付するというものです。



【法務局が行う手順】

- ① 公共事業等を行う地方公共団体などからの求めに応じて、法務局の登記官がその区域の土地について登記名義人が亡くなっているかどうかの調査を行う。
- ② その土地の所有者が亡くなっており10年以上経過している場合には、
 - 1) 土地の登記記録（いわゆる登記簿）に、「長期相続登記等未了土地」（注：所有権登記名義人の死亡後、長期間にわたり相続登記等がされていない土地のこと）である旨を登記する。
 - 2) 登記官が戸籍等を調査して現在の法定相続人を特定する。また、「法定相続人情報」を作成して当該土地の登記簿に備え付ける。
- ③ 戸籍調査により判明した法定相続人のうち任意の1人に宛てて、法務局から相続登記を促す通知文書を送付する。
※法定相続人のうち、土地所在地の最も近くに居住する方や、所有者と親等（しんとう）が近い方1名に送付される傾向のようです。

上記②の1のとおり、土地の登記記録の甲区（所有権に関する事項を記載した部分）に「長期相続登記等未了土地」とする登記が登記官の職権でなされますが、相続登記の義務化が開始されたことに伴って、今後も調査対象となる土地が広がり、この登記がされる件数も増えていくものと思われます。

もしも、ご自身や身近な方宛に法務局から通知文書が届いた場合や、関係する土地にその旨の登記があった場合には、上記経緯で送付や登記がされたものですので、そのまま放置することなく、それを端緒として相続登記を行うことをお勧めします。

相続登記の一連の手続きについては、弊社パートナーズにご相談、ご依頼ください。



私達が ご対応させていただきます!

川越事務所

司法書士 瀧口 茂輝 (たきぐち しげき)

平成8年生まれ

山梨県富士吉田市に生まれ、富士吉田市で育つ。

～略歴～

おとめ座 B型

中学・高校時代はサッカー部に所属

立教大学法学部法学科を卒業後、司法書士資格を取得

個人司法書士事務所にて補助者として勤務後、

令和5年5月よりパートナーズに勤務



お客様へのメッセージ

「司法書士は馴染みがない」と感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、不動産を購入する、マイホームを建てる、親族の相続手続をする、自身の人生の最期を考えて遺言を残す等、一生のうち司法書士と接点を持っていただく機会は、少ないようで意外と多いのだと感じています。そのような節々で、お客様の悩みや不安を解消し、満足いただけるよう日々努めております。どうぞよろしくお願いたします。

インタビュー

Q.オフの日はどのように過ごしていますか？

ふらっと出かけたり、自宅で映画やアニメを見たりして過ごしています。最近、月に一度、まだ行ったことのない場所へ旅行することがマイブームです。初めての街を散策して地元の方と会話することが一番の楽しみです。

Q.仕事をする上で心がけていることは何ですか？

依頼者の方に対しては、法律知識を前提としない説明をすることです。依頼者の方は普段法律や登記手続に触れる機会が少ないかと思うので、受けての立場に立った話し方を心がけています。



北海道にて撮影

川
越
事
務
所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町29番地1
TEL: 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩5分
本川越駅より 徒歩10分

狭
山
事
務
所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川1丁目20番16号
TEL: 04-2954-2109
狭山市駅西口より 徒歩5分
狭山市役所うら 徒歩30秒

パ
ー
ト
ナ
ー
ズ
グ
ル
ー
プ
総
合
サ
イ
ト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・増資/減資
- ・合併
- ・役員変更
- ・本店移転
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人